

令和2年7月16日

防衛装備庁調達管理部原価管理官

令和2年度における「調達物品等の予定価格の算定基準に関する訓令」（昭和37年防衛庁訓令第35号）第84条の規定及び「調達物品等の予定価格の算定基準に関する訓令の解釈及び運用について」（防経装第8927号。25.6.26）第28項の規定に基づく防衛大臣承認事項の概要を別紙のとおりお知らせします。

なお、問い合わせに関しましては、原価管理官までお願いします。

令和2年度における「調達物品等の予定価格の算定基準に関する訓令」第84条の規定及び「調達物品等の予定価格の算定基準に関する訓令の解釈及び運用について」第28項の規定に基づく防衛大臣承認事項の概要

## 1 標準的な数値（訓令第84条第1項）

利子率及び利益率の計算式において使用する標準的な数値は次のとおり。

### (1) 標準金利 0.1%

標準金利は次に示すアからエまでの金利を(株)日本経済研究所「企業財務データバンク」(平成28年度から30年度までのデータ)から求めた製造業平均の資本構成比率(無利子負債:25.0%、短期借入金:7.6%、長期借入金:9.2%、社債:4.2%、自己資本:54.0%)により加重平均した。

ア 短期金利 0.587%

イ 長期金利 0.804%

ウ 社債金利 0.399%

エ 国債金利 0.001%

アからエまでの出所は、次のとおり。

ア及びイ 日本銀行ホームページ「統計(時系列データ、貸出金利)」(2020年2月)の貸出約定平均金利(ストック)

ウ 日本証券業協会「公社債発行銘柄一覧」及び「公社債便覧」より求めた2020年4月末の未償還社債の応募者利回りの平均値

エ 日本相互証券(株)ホームページ「主要レート推移」の2020年4月現在における10年国債の直近1年間の平均金利

### (2) 標準利益率 6.9%

### (3) 標準経営資本回転率 122.91%

(2)及び(3)は、(株)日本経済研究所「企業財務データバンク」(平成21年度から30年度までのデータ)を用いて製造業平均値を算出

## 2 適用基準及び調整基準（訓令第84条第2項）

訓令第47条ただし書、訓令第61条第3項ただし書及び訓令第69条第5項ただし書の適用基準及び調整基準は次のとおり。

### (1) 加工費率等（訓令第47条ただし書及び訓令第61条第3項ただし書）

#### ア 適用基準

加工費率等の単位が「円」の場合にあつては、当年度計算値が、前年度設定値 $\times 1.001$ (1.001は前年度設定値に乘じる標準的な変動率)の値を超える場合に適用するものとし、加工費率等の単位が「%」の場合にあつては、当年度計算値が、前年度設定値を超える場合に適用する。

なお、前年度設定値に乘じる標準的な変動率である1.001は、次に示す(ア)から(ウ)までの対前年度変動率を防衛装備庁において算定している主要企業の期間加工費に占める労務費及びその他経費の平均的な構成比(労務費:55%、その他経費:45%(企業物価に連動する部分:22

・ 5%、消費者物価に連動する部分: 22.5%)により加重平均した。

(ア) 労務費 ▲0.50%

(イ) 国内企業物価 1.00%

(ウ) 消費者物価 0.80%

(ア) から (ウ) までの出所は、次のとおり。

(ア) 厚生労働省の「毎月勤労統計調査」(令和元年分結果確報(令和2年2月21日))の製造業事業所規模500人以上を基に算出

(イ) 及び(ウ) 内閣府「令和2年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」(令和2年1月20日)

#### イ 調整基準

適用基準による超過分を一定限度内で容認する。

### (2) 一般管理及び販売費率(訓令第69条第5項ただし書)

#### ア 適用基準

当年度計算値が、前年度設定値から3ポイントを超えて増加する場合又は減少する場合に適用する。

#### イ 調整基準

適用基準による増加分又は減少分を一定限度内で容認する。

### (3) 異常値域

経営資本回転率 61.45%を下回る値

## 3 報奨の額の算定基準(訓令第84条第4項)

「調達物品等の予定価格の算定基準に関する訓令第84条に基づく防衛大臣の承認に係る申請に当たっての留意事項について」(装管原第3207号。令和2年3月6日)第5項第2号の規定に基づき算定する。

## 4 留意事項

この公示に示す標準的な数値、適用基準及び調整基準は、「資料の信頼性確保及び制度調査の実施に関する特約条項」、「代金の中途確定に関する特約条項」、「超過利益の返納に関する特約条項」又は「契約履行後の代金の確定に関する特約条項」を付して実施する制度調査又は原価監査(以下「制度調査等」という。)、及び防衛装備庁が実施する経費率の調査において、原価情報の全面的な開示に協力が得られる企業の経費率の算定に適用する数値及び基準である。

したがって、これらの調査に協力が得られない企業又は制度調査等において不正行為が発覚した企業の経費率については、原価計算システムの適正性が不十分であるリスクを考慮した算定又は必要な調整を行うものとする。